

令和6年度 北斗市奨学金制度のご案内

北斗市には、高等学校、高等専門学校（専攻科含む。）、短期大学、大学（専攻科、別科及び大学院を除く。）又は専修学校（修業年限2年以上の高等課程・専門課程）に進学しようとするとき、また、在学している場合で学資が不足する生徒・学生のために奨学金を貸し付ける制度があります。

これは、向学心に富み、優れた生徒・学生であるが、経済的理由により修学が困難な人に学資を貸し付けることによって、市の発展に資する有用な人材の育成を図るとともに、市内への回帰を促進することを目的として創られたものです。

奨学生については、志願者の中から北斗市奨学金条例に基づいた選考により決定します。

この案内では、奨学生となるための資格や条件、申請に必要な書類など、この奨学金制度のあらましについてお知らせします。

なお、不明な点があれば、担当課までお問い合わせ下さい。

1 資格

- 本人の家族の主たる生計維持者が、北斗市に住所を有すること。
- 保護者の所得額が、規則で定めた一定の基準額以下であること。
- 貸付金の返済のために2名の連帯保証人が得られること。
(1名は保護者。他の1名は市内に住所を有する方で、奨学金の償還能力のある方)
※65歳未満の方に限ります。
- 本人が、健康、学業優秀であること。

2 奨学金の貸付月額と貸付期間

【奨学資金：修学に要する費用】

(1) 貸付月額

区分	高等学校		高等専門学校		短期大学		大学		専修学校	
	国・公立	私立	国・公立	私立	国・公立	私立	国・公立	私立	国・公立	私立
自宅通学の 場合	12,000円	24,000円	1～3学年	1～3学年	34,000円	42,000円	34,000円	43,000円	高等課程	高等課程
			15,000円	26,000円					12,000円	24,000円
			4～5学年 (専攻科)	4～5学年 (専攻科)					専門課程	専門課程
			34,000円	42,000円					34,000円	42,000円
自宅外通学 の場合	17,000円	29,000円	1～3学年	1～3学年	40,000円	49,000円	40,000円	53,000円	高等課程	高等課程
			20,000円	29,000円					17,000円	29,000円
			4～5学年 (専攻科)	4～5学年 (専攻科)					専門課程	専門課程
			40,000円	49,000円					40,000円	49,000円

(2) 貸付期間・支給時期

在学する学校の正規の修業期間内です。

今回の奨学生募集は令和6年4月からの貸付分です。

奨学金は毎年6月、9月、12月、3月に3ヶ月分を指定口座に振り込みます。

【入学一時金：入学に要する入学金その他の費用】

(1) 貸付金額

区分	高等学校	高等専門学校	短期大学	大学	専修学校	
					高等課程	専門課程
自宅通学の 場合	① 100,000円	① 100,000円	① 200,000円	① 200,000円	① 100,000円	① 200,000円
	② 200,000円	② 200,000円	② 300,000円	② 300,000円	② 200,000円	② 300,000円
			③ 400,000円	③ 400,000円		③ 400,000円
自宅外通学 の場合	① 100,000円	① 100,000円	① 200,000円	① 200,000円	① 100,000円	① 200,000円
	② 250,000円	② 250,000円	② 400,000円	② 400,000円	② 250,000円	② 400,000円
			③ 600,000円	③ 600,000円		③ 600,000円

・①～③の金額を選択することができます。また、入学一時金の貸付を希望しないことも可能です。

(2) 貸付時期

入学一時金は、入学した年度の6月又は申請した年度の3月末 ※1（入学前支給）に指定口座に振り込みます。

※1 入学前支給を希望する場合は、奨学金借用証書に連帯保証人の押印及び印鑑証明書を添付して入学前に一度提出してもらい、入学後にもう一度提出する必要があります。

3 申請の手続き

申請には次の書類が必要です。

- ア 奨学金貸付申請書（指定様式）
- イ 奨学生推薦書（指定様式）
- ウ 成績証明書（指定様式または学校の任意様式）
- エ 申請者の保護者が令和5年1月1日時点で北斗市に住所がない場合、保護者の前年中の所得証明書
- オ 申請者の住民票が北斗市内にない場合は、申請者の住民票

4 申請書の提出期限

令和6年度奨学金貸付の申請期間は、令和5年8月1日(火)～令和5年10月31日(火)（必着）です。

5 奨学生の審査及び決定

- (1) 北斗市教育委員会に学識経験者などから成る「奨学金運営委員会」で申請書、家族全員の所得の状況、成績及びその他の資料を基に審査し奨学生の候補者となるべき人を選考します。
- (2) 選考の結果、奨学生の候補者となった人については、仮決定通知を行います。これは「学校に合格した場合は」という条件付の決定です。
- (3) 入学した学校の在学証明書等の必要書類を精査したうえで、正式に奨学生として決定します。この決定をもって奨学金の貸付を受けることができます。

※予算に限りがあるため、条件を満たしていても奨学金の貸付けを受けられない場合があります。

6 他の奨学金との併用について

日本学生支援機構などの他の団体の奨学金の貸付けを受けている人は、この奨学金の貸付けを受けることはできません。

7 貸付金の利子

無利子です。

8 奨学金の償還（返済）

貸付金額に応じて年割額で償還していただきます。償還期間は、最長20年です。納付期限までに納付が確認できない場合は、延滞金が発生する場合があります。

9 利子補給制度

北斗市奨学生要件を満たし奨学生の申請をした方のうち、奨学金を受けられなかった方が教育ローン等を利用した場合、その利子の一部を補助する「教育資金利子補給事業」を実施しております。詳しくは奨学生候補者選考後、仮決定とならなかった方に対して案内する予定です。

10 奨学金の償還免除

(1) 学業成績が極めて優秀な奨学生に対する入学一時金の償還免除

申請時に在学している学校の在学期間中の評定平均が4.5以上（申請者の保護者が申請時点で住民税が非課税の場合は、評定平均が4.0以上）の申請者は、入学後に入学一時金の償還免除が受けられます。

（※別途申請が必要です。）

(2) 卒業後又は償還中に北斗市に居住・移住し就職した場合の償還免除

①対象者

高等専門学校（4～5年生分）、短期大学、大学又は専修学校の専門課程の在学分として北斗市奨学金の貸付を受けた方

②要件

- ・学校を卒業し、1年以内に北斗市又は近隣市町の事業所に正規雇用として就業した北斗市内在住の方
- ・令和3年4月以降に北斗市に転入し、北斗市又は近隣市町の事業所に正規雇用として就業した北斗市在住の方

※申請時点で北斗市奨学金の償還に滞納がある方は免除を受けられません。

③免除額

高等専門学校（4～5年生分）、短期大学、大学又は専修学校の専門課程の在学分として貸し付けた償還分が免除の対象となります。

- ・北斗市の事業所に就業した方…免除を申請した年度の、申請した月の翌月以降の償還額の全額
- ・北斗市の近隣市町の事業所に就業した方…免除を申請した年度の、申請した月の翌月以降の償還額の4分の3の額

※北斗市外に転出、職場を退職するなど、免除の要件を満たさなくなった場合は、免除の要件を満たさなくなった翌月から免除が取り消しとなり、満額の償還が必要となります。

○申請書の送付請求や詳細については、下記までご連絡下さい。

【奨学金事務担当課】

北斗市教育委員会学校教育課

電話 0138-74-2000

住所 〒049-0156 北斗市中野通2丁目13番1号

北斗市総合文化センター（かなで〜る）事務所内